

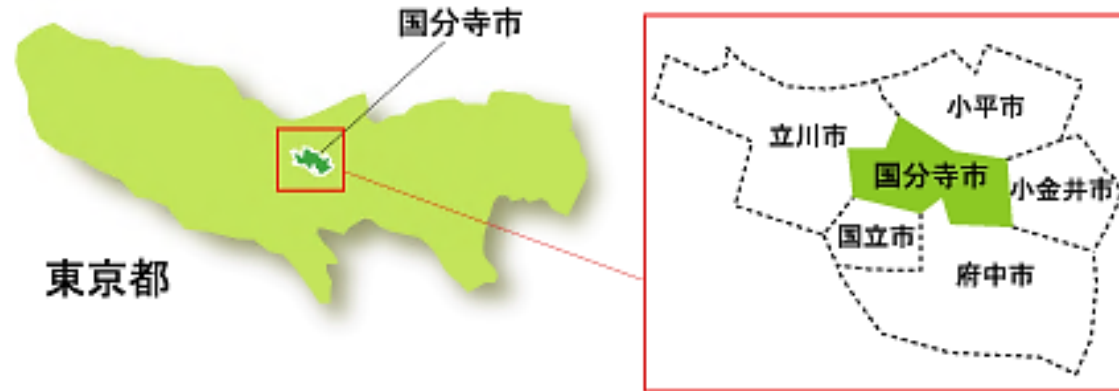
国分寺市における 重層的支援体制整備事業について

令和6年2月26日(月)

国分寺市健康部地域共生推進課

重層的支援体制整備担当係長 渡部 納

「魅力あふれ ひとがつながる 文化都市国分寺」



国分寺市は東京都の中心(重心), いわゆる「東京のへそ」に位置しています。

■ 面積	11.46平方キロメートル
■ 人口	128,724人(令和5年12月1日現在)
■ 高齢化率	22.1% (全国平均29.0% 令和4年度)
■ 日常生活圏域	二圏域(東部地域・西部地域)
■ 小学校区	10校区
■ 中学校区	5校区

国分寺市における地域共生社会の実現に向けた取組

時期	内容
H27.9	「国分寺市地域福祉計画(平成27年度～平成36年度)」、「国分寺市地域福祉計画実施計画(前期)(平成27年度～平成29年度)」を策定
H27.11	地域福祉の担い手の方々の情報交換及び情報共有の場として「 国分寺市地域福祉推進協議会 」を設置
H30.3	「国分寺市地域福祉計画実施計画(中期)(平成30年度～平成32年度)」を策定
H30.4	機構改革により「福祉保健部地域福祉課」を名称変更し「健康部地域共生推進課」を設置
H30.8	健康部、福祉部及び子ども家庭部(令和4年度から教育部を追加)の相談支援業務について、総合調整、情報共有及び連携強化を図るため「 国分寺市相談支援総合調整会議 」を設置
H31.4	福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するため、「 地域福祉コーディネーター 」を配置し「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(モデル事業)」を実施 ※国分寺市社会福祉協議会に委託
R3.3	「国分寺市地域福祉計画実施計画(後期)(令和3年度～令和6年度)」を策定 ※国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画の3計画も一体的に策定
R3.4	重層的支援体制整備事業(移行準備事業)を実施
R3.12	「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定
R5.1	「 福祉の総合相談窓口 」を設置
R5.4	重層的支援体制整備事業を本格実施
R6.3	「 第2次国分寺市地域福祉計画 (令和6年度～令和11年度)」を策定

重層的支援体制整備事業の構築に向けた動き

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

時期	内容
R3. 4月	情報収集
5月～	庁内関係部署との打合せ
6月～	相談支援総合調整会議での検討
7～8月	都内実施(予定)自治体調査
7月～	地域福祉推進委員会(※)での審議 <small>※地域福祉計画の評価等を行う庁内の会議体</small>
7～9月	関係機関等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護センターこくぶんじ運営委員会 ・ 地域福祉推進協議会 ・ 地域ケア会議 ・ 障害者地域自立支援協議会 ・ 要保護児童対策地域協議会 ・ 生活困窮者自立相談支援事業連絡会
10月～R4. 3月	事業スキーム, 方向性の検討 → 既存事業の活用
4月～	実施計画案作成 講演会 交付金説明会(庁内)
12月	実施計画決定
R5. 1～3月	関係団体等へ周知

R5.4月 重層的支援体制整備事業開始

重層的支援体制整備事業と国分寺市の既存事業の関係

既存事業を活用するに当たり、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号までを整理し、担当所管課と共有を図る。

		機能	国で示す既存制度の対象事業等	担当課	国分寺市での既存事業名	
第1号	イ	相談支援	地域包括支援センターの運営	高齢福祉課	包括的支援事業	
	ロ		障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター事業	
	ハ		利用者支援事業	子育て相談室	子育て相談室	子育て応援パートナー事業
					健康推進課	子育て世代包括支援センター事業
					保育幼稚園課	保育コンシェルジュ事業
	ニ		自立相談支援事業	健康推進課	出産・子育て応援事業	
生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業					
第2号	参加支援	新 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	地域共生推進課			
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課	地域介護予防活動支援事業	
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢福祉課	生活支援体制整備事業	
	ハ		地域活動支援センター事業	障害福祉課	地域活動支援センター事業	
	ニ		地域子育て支援拠点事業	子育て相談室	親子ひろば事業	
	新		生活困窮者支援等のための地域づくり事業			
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	地域共生推進課			
第5号	多機関協働事業	新 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能				
第6号	支援プランの作成	新 ※多機関協働事業と一体的に実施				

重層的支援体制整備事業

国分寺市の主な相談支援機関

分野	拠点	箇所数
高齢	地域包括支援センター	6か所
障害	障害者基幹相談支援センター	1か所
子ども	子ども家庭支援センター	1か所
	子育て世代包括支援センター	1か所
困窮	自立生活サポートセンター	1か所
総合相談	福祉センター 福祉の総合相談窓口(第二庁舎1階) (地域福祉コーディネーター)	2か所

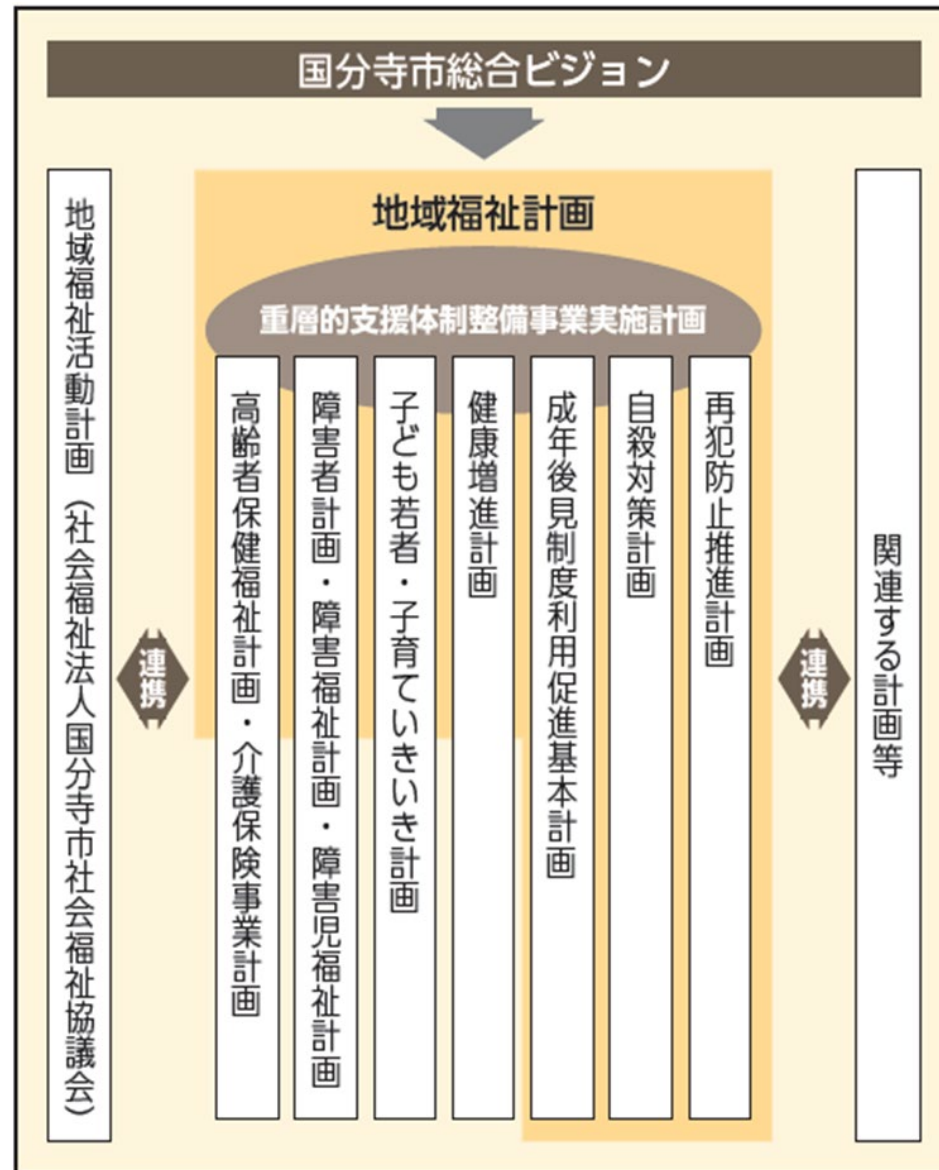
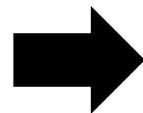
重層的支援体制整備事業と第2次国分寺市地域福祉計画



15
出典:地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について(全般)
「厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室」

「包括的な支援体制の整備」の位置付けを確認

重層的支援体制整備事業実施計画, 高齢・障害・子ども・健康の各分野の計画及びその他の関連する計画との調和を図り, 福祉・保健分野との連携により計画を策定。また, 地域における高齢者・障害者・子どもの福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項を記載。



重層的支援体制整備事業と相談支援総合調整会議

総合調整会議

現場状況の把握と全体調整・支援

4部の相談支援業務を担当する部署が「一組織」として構成
4部一体となって総合的な相談支援業務を実施

- 【構成】 4部の部長職，相談支援業務を所掌する課長職，担当者会議の委員（係長職）
- 【開催】 必要に応じて
- 【所掌】 相談支援業務の総合調整，体制整備，情報共有及び連携強化

状況把握
支援

報告

報告

担当者会議

日常業務における連携体制

- 【構成】 4部の相談支援業務を担当する係長職
- 【開催】 定例的に開催
- 【所掌】 情報共有・連絡調整，課題の共有
個別事例の支援及び進行管理
地域の相談支援に関する体制の整備

緊急会議

即時的，迅速な調整

- 【構成】 4部の部長職
および調整に必要な職員
- 【開催】 対応困難な事例発生時
- 【招集】 健康部長

【ポイント】

- ① 係長職から現場の状況を吸い上げて調整する
ボトムアップの組織構成
- ② 事務局である地域共生推進課を中心とした
4部の連携協力体制を推進
- ③ 4部の連携協力体制による
総合的な相談支援体制の整備

【設置背景】

従来より市民から総合的な相談窓口の体制整備が求められている。複合的な課題や世帯単位への対応が増加している。

【位置づけ】

地域福祉計画（現行）の重点テーマ『福祉の総合的な相談窓口の体制整備』
→ **ハード面ではなく機能面で整備。いわば包括的相談支援。**

【設置目的】

健康部・福祉部・子ども家庭部・教育部の福祉に関する相談支援業務の総合的な調整福祉に関する相談窓口の総合的な運営

複雑化・複合化した地域生活課題について検討

8050問題 ひきこもり ケアラー（ヤングケアラー，ダブルケア） ごみ屋敷 など

「制度の狭間」の課題に対して，現在の支援体制では不十分

重層的支援体制整備事業実施へ向けて検討

重層的支援体制整備事業と地域福祉コーディネーター

定義 : 少子高齢社会の進行や核家族化, 地域のつながりの希薄化などの地域社会の変化による福祉ニーズの複雑化・複合化への対応をするため平成31(2019)年から社会福祉協議会に配置。(市委託事業)

支援内容 : ①個別支援
生活する中で, どこに相談したらよいかわからないお困りごとや気になること, 様々な相談に幅広く対応。解決に向けて関係機関と連携して一緒に取り組む。

②地域支援
地域活動の立ち上げや運営で困っていることがあれば相談を受け付け, 解決に向けて地域住民とともに取り組む。

地区担当 : 東西 2名ずつ配置

【東】東元町 西元町 南町 泉町 西恋ヶ窪 東戸倉 本町 本多 東恋ヶ窪
【西】戸倉 日吉町 内藤 光町 高木町 西町 富士本 新町 並木町 北町



【地域福祉コーディネーター担当の皆さん】

地域福祉コーディネーターの4つのキーワード

- 気づく
積極的に地域へ出向き、地域のニーズを把握します。
- うけとめる
どんな相談や困りごともうけとめ、寄り添いながら一緒に解決に向けて取り組みます。
- つなく
支援が必要な方を専門機関につないで、地域の皆さんや関係機関とのネットワークを強くします。
- つくる
地域に必要な取り組みや仕組みなどを皆さんと一緒に考えていきます。

アクセス
〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター内

地域福祉コーディネーター
ひとりで悩まずご相談ください
どこに相談したらよいか分からない
ひとりで悩んでいるいきまっている
地域でやりたいことがある
地域で気になることがある

042-324-9232(直通)
月～金曜日 8:30～17:00
(祝日・年末年始を除く)
相談無料・秘密厳守

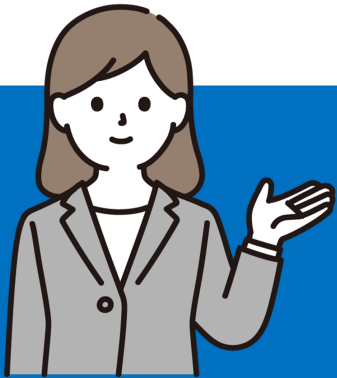
社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

TEL 042-324-9232(直通)
FAX 042-324-9722
E-mail chikiko@shakyo.or.jp
※開所時間 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

【地域福祉コーディネーターパンフレット】

どこに相談したらよいか分からない
お困りごとはありませんか？

福祉の総合相談窓口 オープン



【開設場所】 市役所第2庁舎1階
【受付日時】 毎週水曜日9時～17時
（祝日・年末年始を除く）
【相談方法】 電話 042-328-6820・来所

対象者 : 地域住民(市外在住の親族等を含む)

支援目標 : どこに相談してよいか分からない相談を受け止める場があることや包括的相談支援の体制を周知する。

実施内容 : 第2庁舎1階(地域共生推進課7番窓口)
毎週水曜日 9時～17時
地域福祉コーディネーターによる相談受付

実績内容 : 令和5年1月から令和6年1月まで
相談件数 40件
・民生委員や納税課などから紹介
・騒音トラブル
・お墓 など

重層的支援体制整備事業と支援会議

○実施概要

		支援会議 (社会福祉法第106条の6)	重層的支援会議 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)
実施主体		国分寺市 (地域共生推進課)	国分寺市社会福祉協議会 (地域福祉コーディネーター)
実施目的		本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行う。	地域福祉コーディネーターがアセスメント結果に基づき作成したプランについて、支援関係機関と共有し、その適切性の協議や、プラン終結時の評価を行う。
実施日		定期開催：毎月第2火曜日 臨時開催：随時	
実施時間		15:00～17:15(臨時開催を除く)	
実施場所		市役所会議室(臨時開催を除く)	
相談受付 (スクリーニング)	相談先	地域福祉コーディネーター	
	受付締切	原則：開催希望月の前月の第2火曜日までに相談を行う(臨時開催を除く)	
本人同意		なし	あり
開催通知 (出席依頼)	方法	メールまたは郵送	
	作成連絡	実施主体	実施主体
想定される検討事例		8050, ヤングケアラー, 病識欠如など	
出席者		国分寺市支援会議設置要綱に基づく	・プランに関わる所管課及び支援関係機関 ・地域共生推進課

○開催状況(令和5年4月～12月)

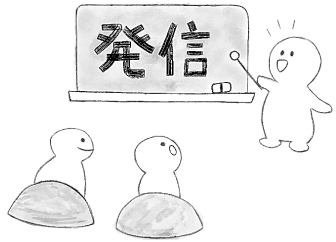
会議内容	事案の情報提供及び情報共有、支援関係機関等の役割分担及び支援方針の設定。	プラン内容の確認、役割分担、モニタリング期間の設定。
開催日	7/11, 9/12, 11/14, 12/12 【臨時開催】6/14, 9/19, 10/10, 12/11	5/9, 6/13, 10/10
検討実件数(延べ件数)	7件(10件)	1件(3件)

○関係機関参加状況(参加機関数(のべ))

(令和5年4月～12月)

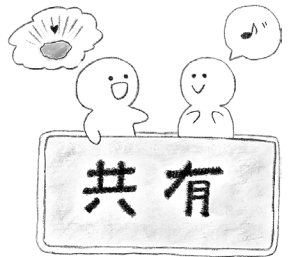
保健医療関係機関	生活困窮関係機関	障害福祉関係機関	高齢福祉関係機関	児童福祉関係機関	その他関係機関
5	5	18	16	14	6

3つのコンセプト



情報の発信

- お互いの活動の楽しさ！魅力を伝える
- 日常では知りえない“生きた情報”を発信する



刺激の循環

- 活動内容を“生きた情報”として交換する
- リアルな情報に共感し、刺激を受ける



魅力の発見

- 楽しい！ワクワク！な活動を発見する
- 見つけたヒントを活動に活かす

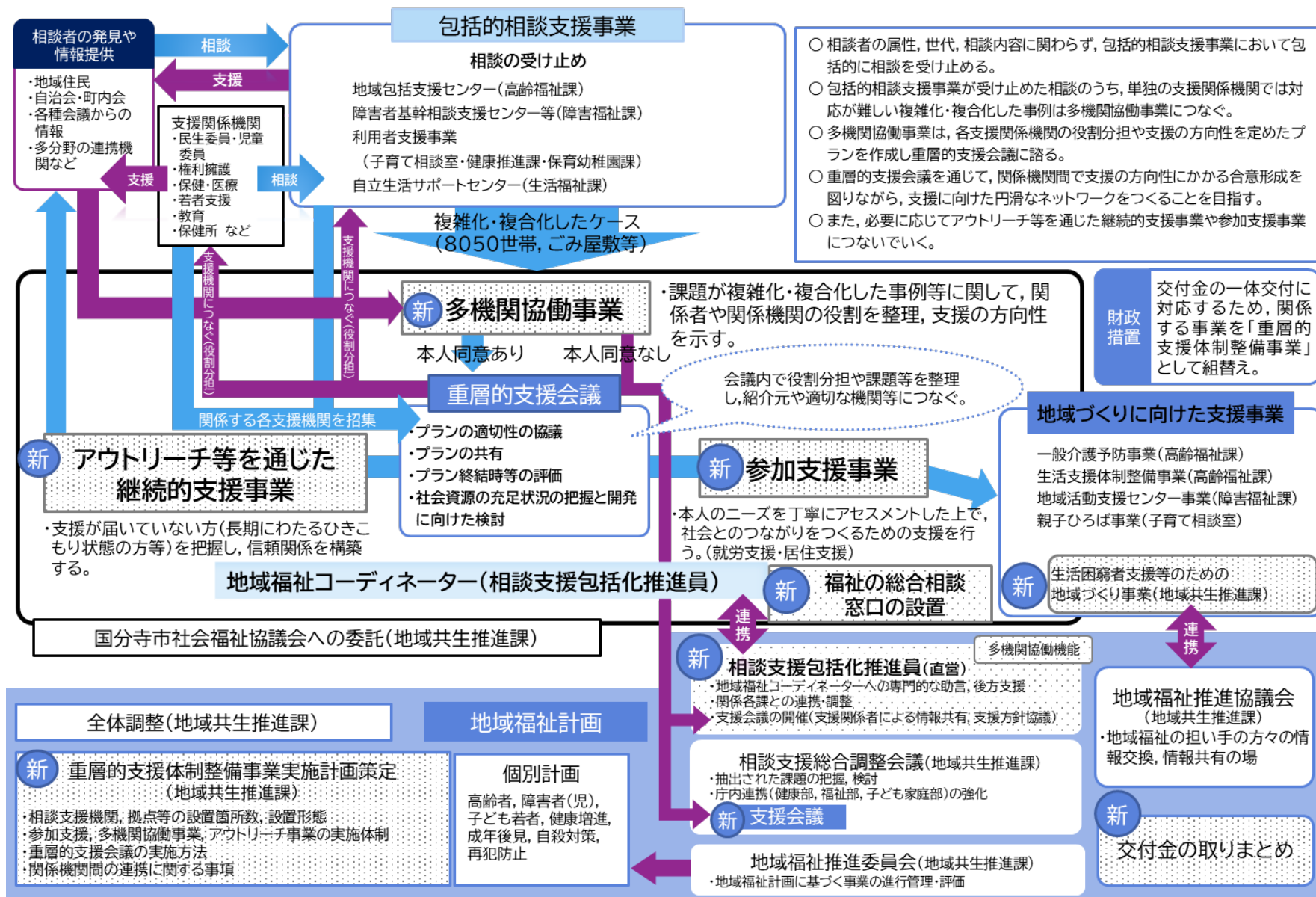
令和5年度の活動内容

- ◆ 1年間の活動や、つながりの進展が図られた取組の情報共有
- ◆ 地域の取組の紹介と、グループワークによる交流
- ◆ 地域福祉計画等に係る市の評価に対する意見の作成

地域づくりの担い手がつながる

「プラットフォーム」

国分寺市における重層的支援体制整備事業実施イメージ



◆ポイント

○既存事業を活用

有効活用できないか、一つひとつ確認を行った。相談支援総合調整会議の活用は、新たな会議体の立ち上げを行わずに済んだ。

○地域福祉計画と一体的に

重層的支援体制整備事業の位置付けや目指すべき方向性を明確にできる。

○社会福祉協議会と連携

委託事業(重層的支援体制整備事業, 権利擁護事業, 生活困窮者自立支援事業)の有機的な連携が可能。

○相談支援包括化推進員を直営でも配置

重層的支援体制整備事業において多く発生する庁内外の調整事項を円滑化。

◆課題

○重層的支援体制整備事業のメリットが伝わりにくい

既存事業を活用して行うことを前提としているため、何が変わるのか、業務量だけが増えるのではないかという意見が多くある。

→「**制度の狭間の問題**」に向き合う体制整備があることを**対外的に示すことができる**のは大きなメリットと考えている。

○実施計画策定や交付金のとりまとめ

地域福祉計画との調整や予算編成に影響があるため事務量が多くなる。

→**丁寧な庁内調整を行う**ことで事業規模を確立し、人員配置を実現する。

○制度の周知

支援関係機関が多岐にわたり、理解しにくい。

→「**庁内⇒支援関係機関⇒その家族・親族**」の順で徐々に理解を広げていくイメージを考えている。

【問い合わせ先】

国分寺市健康部地域共生推進課

重層的支援体制整備担当係長 渡部 納

電話：042-325-0111（内線565）

メール：chiikikyouseisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp